

に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定期」である。特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）とあるのは「三 意匠法第十五条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を除く。）と、「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十 二 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）と、第四条の三第三項中「五 特許法第一百九十五条第十一項の規定による過誤納の手数料の返還請求」とあるのは「五 意匠法第六十条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指定手数料の返還請求 五の二 意匠法第六十七条第七項の規定による過誤納の手数料の返還請求」と、第八条第二項、第九条の二第一項及び第二項、第九条の三第二項並びに第十五条の五第一項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四十七条から第十九条まで又はこの省令第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、施行令（平成二十六年政令第十三号）第十五条の七第七項本文、第二十七条第七項、第二十九条から第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二项、第二十七条の四の二第五項本文（同条

において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」とあるの意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）とあるのは「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判の返還請求）とあるのは「五 意匠法第六十七条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指定手数料の返還請求」五の二 意匠法第六十七条の規定による過誤納の手数料の返還請求」と、第八条第二項、第九条の二、第五条第一項の規定による過誤納の手数料の返還請求」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第九条の三第二項及び第十二条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「特許法施行令第十二条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十七条から第十九条まで又はこの省令第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十二条の五第二項、第二十五条の七第七項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十五条の四の二第五项本文（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条の二第六項本文、第